

平塚市敷地共同化推進事業支援制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らの敷地の共同化を推進することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新の誘導を図り、もって平塚駅周辺地区の活性化を図ろうとする権利者に対する支援（以下「支援」という。）について、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 権利者 次条に規定する対象区域内の土地又は建物の所有権等を有する者をいう。
- (2) 共同化 次条に規定する対象区域内の2以上の敷地において、2人以上の権利者が建物を一体的に整備し、かつ、利用することをいう。
- (3) アドバイザー 権利者に対し、市街地の整備等の専門的な見地から、共同化に関する助言及び指導等を行うことについて適当と市長が認めた者をいう。
- (4) 補助金 共同化を目指す2人以上の権利者の活動経費に対する補助金をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

(対象区域)

第3条 支援を行うことのできる区域は、別図に定める区域とする。

(事前相談)

第4条 支援を希望する者は、市長に対し、共同化の内容について事前に相談しなければならない。

2 市長は、前項の相談に当たって、必要な支援について情報提供、助言又は指導を行うものとする。

(派遣対象者)

第5条 アドバイザー派遣の支援を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、共同化を検討する権利者とする。

(派遣内容)

第6条 市長は、派遣対象者に対し、1回につきアドバイザーを2人まで派遣することができる。

2 同一の派遣対象者に対する派遣回数は、通算15回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(派遣申請)

第7条 派遣対象者は、市長に対し、アドバイザー派遣申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(派遣決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーを派遣すべきものと決定したときは、適任と認めるアドバイザーに対し、アドバイザー派遣申請に係る依頼書（第2号様式）を送付するものとする。

3 アドバイザーは、前項の規定により送付を受けた依頼内容を承諾するときは、市長に対し、アドバイザー派遣申請に係る依頼内容承諾書（第3号様式）を提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により提出を受けたときは、派遣対象者に対し、アドバイザー派遣決定通知書（第4号様式）を送付するものとする。

5 市長は、本事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、第1項の規定

による派遣の決定に際し、必要に応じ条件を付すことができる。

6 市長は、アドバイザーを派遣することにより、平塚駅周辺地区の活性化に寄与すると認めるときは、派遣対象者に対し、前条に定める派遣申請の有無にかかわらず、アドバイザーを派遣することができる。この場合において、アドバイザーの派遣の決定は、第2項から前項までの規定によるものとする。

(実績報告)

第9条 アドバイザーは、市長に対し、派遣先の派遣対象者への助言及び指導の内容について、派遣が終了した日から14日以内に、アドバイザー派遣実績報告書（第5号様式）により報告しなければならない。

(派遣料)

第10条 市長は、アドバイザー派遣実績報告書によりその業務の完了を確認したときは、アドバイザーに対し、派遣料を支払うものとする。

2 派遣料の額は、1回の派遣ごとに、アドバイザー1人あたり1時間15,000円とする。

(派遣決定の取消し)

第11条 市長は、アドバイザーの派遣決定後に派遣対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、派遣の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりアドバイザーの派遣を受けたとき。
- (2) 活動を中止したとき。
- (3) この要綱その他法令等の規定に違反したとき。
- (4) 市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により派遣を取り消した場合には、アドバイザー派遣決定取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(守秘義務)

第12条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。これ

は、その職を退いた後も同様とする。

(補助対象者)

第13条 補助金の支援を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、共同化を検討する2人以上の権利者とする。

(補助内容)

第14条 補助金の額は、20万円を限度とし、予算の範囲内で補助するものとする。

2 前項の補助金について、同一の補助対象者が補助を受けることができる期間は、通算3年度を限度とする。

3 補助対象は、補助対象者が実施する共同化の活動に要する経費のうち、次の各号のいずれかとする。

(1) 調査研究に要する経費

(2) 活動に要する経費

(3) 広報活動に要する経費

(補助金の交付申請)

第15条 規則第5条に規定する補助金の交付申請は、敷地共同化推進事業補助金交付申請書（第7号様式）により行うものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第16条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、敷地共同化推進事業補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

(事業計画の変更の申請等)

第17条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更申請は、敷地共同化推進事業変更承認申請書（第9号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、事業計画の変更について審査の

上、敷地共同化推進事業変更承認決定通知書（第10号様式）により、その結果を補助対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第18条 規則第10条の規定による状況報告は、敷地共同化推進事業状況報告書（第11号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第19条 規則第11条第1項の前段の規定による実績報告は、活動後速やかに、敷地共同化推進事業実績報告書（第12号様式）により行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第20条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象者に対し、補助金交付の可否について、敷地共同化推進事業補助金額確定通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第21条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、市長に対し、敷地共同化推進事業補助金請求書（第14号様式）により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第22条 市長は、補助金の交付決定後に補助対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助対象事業を廃止したとき。

(4) この要綱その他法令等の規定に違反したとき。

(5) 市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、敷地共同化推進事業補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条第2項の通知を行った場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助対象者はこれに直ちに応じるものとする。

2 規則第14条及び前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、敷地共同化推進事業補助金返還通知書（第16号様式）により行うものとする。

(補助対象者からの排除)

第24条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する同法同条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、神奈川県警察本部長に対し、補助対象者が第1項各号のいずれかに該当するか否かの確認を行うことができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前までに第8条の規定に基づく派遣決定を受けた者に対するアドバイザーの派遣回数については、この要綱による改正後の第6条第2項の規定を適用する。この場合において、当該者がすでに改正前の第6条第2項の規定により派遣されているときは、その派遣回数を差し引いた回数を限度とするものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 3 条別図

